令和
７年度

船橋市　　地域介護予防活動支援事業

アクティブシニア介護予防補助金

補助対象活動期間：令和７年４月１日（火）～令和８年３月３１日（火）
申 請 受 付 期 間 ：令和７年５月１日（木）～令和７年５月３１日（土）

この制度は、通いの場※1・体操教室などの地域住民が主体となる団体の活動に対して、介護予防の拠点づくりを支援する事業です。そして、介護予防に資する活動を行う住民団体からの申請に基づき、その活動の内容を審査し、補助対象要件を満たす活動に対し、市がその活動の運営費等についてその住民団体に補助金を交付するものです。

高齢者が容易に通える範囲に週１回以上継続して体操のできる場所（通いの場）ができることで介護予防につながるといわれています。補助金申請団体にはそこに通いたいと希望される住民の方の通いの場として受け入れをお願いしております。

≪補助限度額及び補助率上限≫

補助限度額	補助率上限
１０万円	補助対象経費総額の８０％以内

※1：通いの場

- 地域の誰もが自由に出入りできる所
- 体操、趣味活動などを目的として集まる所

申請
・申請受付　令和７年５月１日（木）～５月３１日（土）
①活動に参加する者のうち、8割以上が65歳以上の市民である10人以上の団体
②対象となる体操が1回あたり30分以上行われること

活動
・運動器の機能向上を目的とした体操を、１回あたり30分以上・週1回以上行う

報告
・年度末（令和８年3月）に活動報告書を提出

入金
・令和７年度の活動に対して補助金を支払い（令和８年5月頃）

〇対象となる体操例
（スポーツではなく、四肢体幹を動かし、ストレッチや筋力トレーニング等の運動器の機能向上に資する運動）

①健康体操　②介護予防体操　③ストレッチ体操　④リズム体操　⑤バランス体操　⑥ヨガ
⑦ピラティス　⑧気功　⑨太極拳　⑩３Ｑ体操　⑪３Ｂ体操　⑫フリフリグッパー体操
⑬ふなばしシルバーリハビリ体操　⑭その他、介護予防に資することが期待される体操

詳細は裏面へ

補助対象要件（次に掲げる要件を全て満たすこと）

①原則として市内に住所を有する者で構成された、１０人以上の団体で、かつ、活動参加者の８割以上が６５歳以上の市民であること。

②市内を主たる活動区域としていること。

③週１回以上の活動を定期的かつ継続的に行うこと。

④補助対象活動の実施に際して、団体の構成員以外の者の参加を受け入れること。

⑤市内に事務所又は常設の連絡先があること、

⑥地域で介護予防活動を行う団体として、補助対象活動の実施場所及び団体の連絡先を、市民に情報提供することに同意すること、

⑦定款、規約、会則等の組織の運営に関する定めを有していること。

⑧補助対象活動に対して、国、県又は市の他の補助金等の交付を受けていないこと。

⑨社会教育関係団体が補助金を申請する場合は、社会教育委員会議にて委員に意見をきく必要があるため、社会教育関係団体であることを申し出ること。

補助の対象になる経費

補助活動に必要な基本経費を対象経費とし、その具体的な内容については以下のとおりです。

〇補助活動に必要な消耗品　〇会場使用料　〇印刷費（補助活動を紹介するためのチラシの印刷等）
〇通信費（補助活動を紹介する印刷物を送るための郵便料金）　〇傷害保険等の保険料　〇講師交通費
〇水分補給のための飲料代

※次の経費は助成対象外です

- 団体構成員に対する人件費・謝金・交通費・食事代
- 講師への謝金
- 補助対象活動を実施する上で代用が可能であり、個人の所有となる経費（ユニフォーム／T シャツ、タオルなどの購入費）
- 団体の経常的な活動に要する経費（定例会議や事務所維持費など）
- 事業に直接使用した額を確定することが難しいと考えられる経費（電話代、メール通信費）
- その他、内容により補助することが適切と認められない経費

予算を上回る申請があった場合
全団体一律で減額の調整を行います。

申請書類及び提出方法

（１）申請書類（詳細は健康づくり課にお問い合わせください）

申請書類は、市ホームページ、公民館、健康づくり課で入手できます。

（２）申請受付方法及び受付期間

申請は郵　送にて受付します　受付期間：令和７年５月１日（木）～５月３１日（土）（消印有効）

【郵送先】〒273-8506　船橋市北本町 1-16-55　船橋市保健福祉センター内
船橋市　健康づくり課　介護予防推進係（補助金担当）　あて
【問い合わせ先】TEL：047-409-3817　MAIL：kenkodukuri@city.funabashi.lg.jp